

# 財政健全化法における指標

－ 全ての指標で早期健全化基準を下回りました －

## ○財政健全化判断比率と 公営企業の資金不足比率

指 標	平成24年度	平成25年度
<b>実質赤字比率</b>		
一般会計などが赤字収支の場合に数値が計上されず(赤字ではないため、該当しません)。	－	－
	早期健全化	15.0%
	財政再生	20.0%
<b>連結実質赤字比率</b>		
すべての会計が赤字収支の場合に数値が計上されず(赤字ではないため、該当しません)。	－	－
	早期健全化	20.0%
	財政再生	35.0%
<b>実質公債費比率</b>		
松田町一般会計が負担する町債の元利償還金の額により数値が上がる比率です。	7.9%	7.4%
	早期健全化	25.0%
	財政再生	35.0%
<b>将来負担比率</b>		
松田町が将来負担すべき債務を町の財政規模(一般会計など)で除算し、比率で表したものです。	75.6%	69.8%
	早期健全化	350.0%
	財政再生	－
<b>資金不足比率</b>		
上水道・寄簡易水道・下水道事業会計の資金不足割合から経営状況をみる比率です(資金不足は発生していないため、該当しません)。	－	－
	早期健全化	20.0%
	財政再生	－

\*赤字となっていないので国の表記の方法に従い赤字でないという意味で「－」と表記しています。なお、実質赤字比率は8.42%、連結実質赤字比率は21.96%の黒字幅となっています

## ○財政健全化判断比率と 公営企業の資金不足比率の対象について

一般会計など	一般会計 用地取得特別会計	比 率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
特別会計など	国民健康保険事業特別会計 国民健康保険診療所事業特別会計 介護保険事業特別会計 後期高齢者医療特別会計	実質赤字 率			
一部事務組合	足柄上衛生組合、 足柄東部清掃組合など	資金不足比率 (会計ごと)			
第三セクター	(有)みやまの里				

## 財政健全化法と松田町

財政健全化とは、財政健全化法に基づき、各自治体がすべての会計(一般会計や国民健康保険などの特別会計、上水道などの企業会計)の財政状況を把握し、財政力を総合的に判断する制度です。

この制度では、左表の健全化判断比率から国の定める早期健全化基準を超える場合には、財政健全化計画を策定、再生判断比率(健全化判断比率のうち「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」の3つ)のいずれかが国の定めた財政再生基準を超える場合には財政再生計画を定めなければなりません。財政状況に応じた計画を定めることで、自治体の破綻を早い段階で是正することを大きな目的としています。

平成25年度における町の財政健全化判断比率や資金不足比率については、前年までと同様に基準値を下回る比率となりました。

実質公債費比率については、比率の算定上除かれる町債の償還額(臨時財政対策債など)の割合が増加していることにより、前年度よりも0.5ポイント減の7.4%となりました。

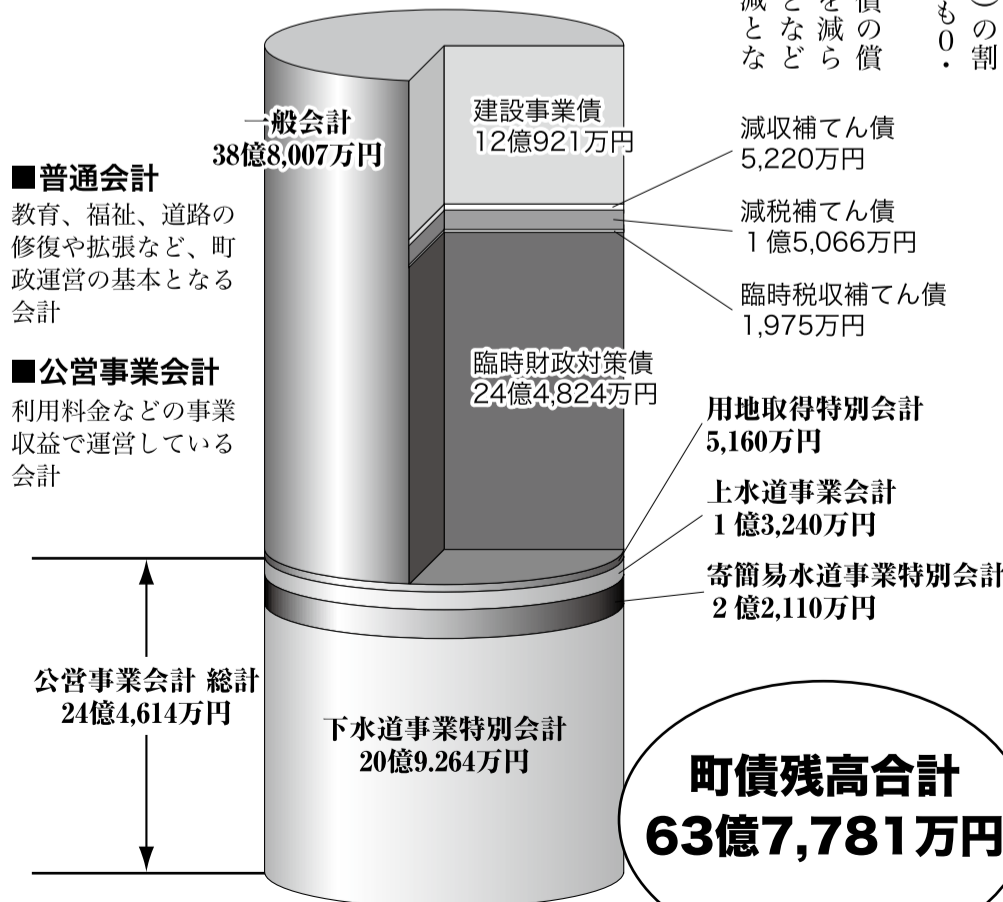
将来負担比率についても、計画的な町債の償還を行い、町が実質的に負担すべき債務を減らしたことや財政調整基金を積み立てたことなどにより、前年度比から5.8ポイントの減となりました。

## 松田町の町債について

公共施設の建設には、多くの資金を必要とします。また、これらの施設は、建設後長期間にわたり町民のみならずが利用できるものです。

このようなことから、その年の町税などの歳入だけでは賄うことが難しい比較的大きな事業に対して、国や銀行などから借り入れる資金が町債です。

平成25年度の一般会計では、保育所整備支援事業に2000万円、町道寄11号線道路整備事業に900万円、寄地域生活道路整備事業に400万円、松田小学校施設整備事業に1000万円の借入れをしました。また、このほかに、地方交付税の一部を補てんするための臨時財政対策債として、2億8390万円の借入れをしました。



**町債残高合計  
63億7,781万円**

平成25年度末における町債の残高合計は63億7,781万円でした。この金額は松田町の住民1人あたりに換算しますと、約55万円(平成26年3月31日住民基本台帳人口11,604人より算出)となります。